

環評審第15号  
令和2年(2020年)8月20日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会  
会長 山下竜一

### 北海道環境影響評価制度の見直しについて（答申）

令和2年（2020年）6月30日付け環境第270号で諮問がありましたのことについて、次のとおり附帯意見を添えて答申します。

### 記

#### I はじめに

国のエネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）では、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされている。

その一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、全国的には土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの環境影響が生じている。

こうしたことから、中央環境審議会においてとりまとめられた答申「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（平成31年4月）においては、「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすること」等の考え方方が示され、この答申に基づき、環境影響評価法施行令の一部が改正、太陽光発電事業が環境影響評価法（以下「法」という。）の対象となったところである。（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行）

このような状況を踏まえ、北海道環境影響評価審議会は、本年6月30日、「北海道環境影響評価制度の見直しについて」諮問を受け、審議した結果、大規模な太陽光発電事業を北海道環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象とすることが必要との判断に至ったものである。

#### II 太陽光発電事業に係る環境影響評価のあり方

##### 1 太陽光発電事業の対象事業への追加

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある太陽光発電事業を、条例の対象とすべきである。

なお、条例では既に「発電所の設置又は変更の事業」が規定されており、発電所の規模要件等は条例施行規則で定めていることから、次に掲げる現条例の体系に沿って、同規則に規模要件を追加すべきである。

- ・ 第一種事業の規模要件は法の第一種事業と同様とする。
- ・ 第二種事業の規模要件は第一種事業の規模に対する比を 0.5 以上 1 未満とする。

## 2 調査、予測及び評価手法の検討

斜面崩壊など土地の安定性への影響や反射光による影響など、太陽光発電事業特有の課題などについても十分検討を行い、道が定める「環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針（技術指針）」において、当該事業に係る調査、予測及び評価手法などを適切に考慮した規定を設けるべきである。

### (附帯意見)

北海道環境影響評価制度の充実を図り、その実効性をより一層確保するため、次のことについて特に意見を付します。

- 1 太陽光発電事業特有の環境影響に関するデータが不足していること、面積と出力の関係についても状況の変化が生じる可能性があることから、今後、新たな知見や国の見直し検討に係る動向、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて規模要件及びその指標等の見直しを行うべきである。
- 2 環境影響評価制度のあり方や、規模要件未満の事業など環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業等に対する環境影響評価の取組については、国における対応状況や社会情勢の変化に弾力的に対応することが重要であるため、条例の施行状況等の検討にあわせ、国や他自治体の事例などの調査、研究に努めるべきである。